

『印刷式券売機借受け』質問と回答

質問事項	回答
1. 本契約は、契約満了後、借受物品の処分は別途協議とのことですが物件撤去費用は受注者との認識でよろしいでしょうか。	1. お見込みのとおり、物件撤去費用は受注者の負担を想定しています。
2. 契約保証金について：当社は過去に貴市及び北海道と以下のような契約実績がございます(一部のみ記載)札幌市契約規則第 25 条の契約保証金の免除業者に該当しますでしょうか。	2. 契約保証金を免除するかどうかの判断は、落札事業者が決定した後に行うことになるため、現時点でお答えすることはできかねます。落札後改めて確認をお願いします。
3. 賃料の回収について：2025 年 3 月分の賃貸借料は、ご請求書を 2025 年 4 月 1 日までに請求(お届け)した場合、4 月末日までにお支払い頂けると考えてよろしいでしょうか。	3. 3 月の請求については、3 月分の賃貸借が完了してからになります。 事務手続きの期間を考慮すると、4 月上旬に請求書が届けば4月中の支払いは可能と考えます。
4. 2025 年 3 月分の賃貸借料は、月額賃料(税抜き)を 31 日で除し、11 日分(3 月 21 日、賃貸借開始)1 円未満四捨五入として日割り月額賃料(税抜き)を算定させて頂いてよろしいでしょうか。	4. お見込みのとおりです。
5. 本賃貸借のご契約内容には、保守に関する業務は含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	5. お見込みのとおりです。